

# 富山海区漁業調整委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和4年9月29日(木) 午後1時30分から午後2時53分  
場所 教育文化会館501号室

## 2 出席委員

森本太郎、網谷繁彦、高松賢二郎、塩谷俊之、鷺北英司、濱田清人、  
上野佳弘、水島洋、坂田博美、三國嘉彦、大浦清和、荻野洋一、  
島崎慎一、河合雅司  
(欠席委員：中村好成)

## 3 議長

議長：森本太郎

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の  
規定に基づき、当委員会は成立

## 5 議事録署名委員の指名

坂田博美、鷺北英司

## 6 県職員

矢野課長、北川副主幹、飯野主任、大津主任

## 7 事務局職員

辻本事務局長

## 8 付議事項(議題)

### (1) 漁業権に関する追加の要望の取り扱いについて(協議)

県から、資料1に基づき、「漁業権に関する追加の要望の取り扱いについて」説明がなされた。

県水産漁港課の飯野主任から、経緯として次の漁業権の切り替えに関する  
要望について、新たに2件の要望が出されたので、その取扱いについて協議  
したい。

定置漁業権として免許番号定第39号天念坊、漁業権者安倍久智外13名か  
ら要望があり、区域を西方に150~200m拡大したいというものである。要望  
が遅れた理由として、とやま市漁協から要望調査に関する連絡が届いていな  
かったため提出が遅れ、8月24日付けで要望書が提出された。

次に、共同漁業権の免許番号37号として富山県と石川県で交互に免許し  
ている漁場で、次期は富山県が共第10号として富山県が免許する予定とな

っており、漁業権者は石川県漁協ななか支所と氷見漁協で、新たにあわび漁業となまこ漁業を追加したいとの要望が出ている。漁期としては、いずれも周年としている。富山県から石川県への照会が遅れたため、要望が遅れた。

今後の取り扱いは、事務局案として各小委員会に間に合うように漁協を通じて追加で反対意見を徴収し、他の要望と同じ流れで審議調整したい。案が了承されれば、10月14日までに意見を徴収したい、と説明された。

鷲北委員から、とやま市漁協からの連絡は水橋だけ漏れていたのかとの質問があり、水産漁港課の飯野主任から、四方と岩瀬の漁業者には連絡済みであったが、水橋が漏れていたと回答された。また、同委員から、このような大事な案件について前例にならないように注意すべきとの意見が述べられた。

県からの協議について、委員会として「異議なし」として承認された。

## (2) 漁業権切替えに伴う要望事項に対する意見結果及びその取り扱いについて（報告、協議）

県から、資料2により「漁業権切替えに伴う要望事項に対する意見結果及びその取り扱いについて」説明された。

県水産漁港課の飯野主任から、定置漁業権について、滑川漁協所属漁業者の定第25号～35号において、漁期はすべて3月1日～8月31日であるが、2月15日～7月31日に変更したいとする要望に対して、いずれの漁業権についても同じ反対意見が寄せられ、三和定置網組合から同じ湾内での不平等な操業の回避、ホタルイカのブランド価値の維持、魚津水産から隣接する漁場への影響、公平性の維持、資源保護・漁場保全に逆行、東和合網有限会社からホタルイカの価格下落を防ぐため現状維持、大垣漁業有限会社から反対、新湊定置網組合からホタルイカの価格の下落を懸念する、といった意見があげられた。

深曳漁業生産組合からの要望で、定第40号については漁期9月1日～3月20日の漁期を1ヶ月後ろ倒しして10月1日～4月20日とし、それに合わせて定第41号の漁期を3月21日～8月20日を4月21日～9月20日に変更したい。これに対して、魚津水産株式会社からホタルイカの漁期と重なるため隣接漁場の同意が必要、東和合網有限会社から反対としてホタルイカの価格下落を防ぐため現状維持、大垣漁業有限会社から反対との意見があげられた。

第62号鈴島では、現在の8月25日～翌3月10日までの漁期を周年に変更したいとする要望に対し、大垣漁業有限会社から反対、氷見漁業協同組合、森本漁業部、氷見四共漁業組合、氷見漁民合同組合、灘浦定置漁業組合から反対で、その理由として漁獲状況の悪化、操業や航行の妨げにより日々の漁業活動への支障を懸念するとの意見があげられた。

定第64号の前網二番については、9月6日付けで要望が取り下げられた。

定第75号前網と定第78号島については、制限又は条件に関して、沖垣網の5月1日から8月31日までの敷設期間の制限を廃止し、周年の敷設を要望された。これに対して、大垣漁業有限会社から反対、森本漁業部、氷見四

共漁業組合、氷見漁民合同組合から反対で、その理由として魚群の来遊の妨げによる漁獲状況の悪化、操業や航行の妨げにより日々の漁業活動への支障を懸念する、宇波浦漁業組合から反対で、共同漁業権内、隣接定置網の漁獲への影響が懸念される、との意見があげられた。

区画漁業権については、4つの要望があげられており、入善漁協から新たな藻類養殖業、魚津漁協から現在の区第3号魚類小割り式養殖業を漁場の位置を定第9号内に変更し海藻養殖業に、現在の区第6号わかめ養殖業を漁場の位置を定第10号内に変更し海藻養殖業に変更、新湊漁協から新たに魚類小割り式養殖業を伏木富山港の堀岡船溜まりに設置したいとの要望があげられた。これらについて、反対意見はなかった。

共同漁業権については、魚津漁協が漁業権者となっている共第4号のいわし小型定置漁業の漁期を現在の3月1日～11月30日を3月1日～12月31日に、いか小型定置漁業の漁期を現在の4月1日～11月30日を4月1日～12月31日に変更したい。新湊漁協が漁業権者となっている共第7号のたこ漁業を新設したいとの要望があげられた。これらについて、反対意見はなかった。

これらの意見聴取結果については、沿海漁協組合長あてに送付し、関係者への周知を図りたい、との説明がなされた。

委員から意見や質問等はなく、「異議なし」として承認された。

### (3) 小委員会の設置・開催など今後の進め方について（協議）

事務局から、資料3により、「小委員会の設置・開催など今後の進め方について」説明された。

事務局の飯野主任から、小委員会設置の趣旨として、漁業権の切り替えに伴う要望を審議調整する場として設置し、次期漁場計画の作成に資することとしたい。役割としては、会長の命を受け、要望及び反対意見の内容を精査し、協議、調整、取りまとめを行った後、会長に再び報告する。小委員会の地区割の案として、朝日から魚津地区を東部地区小委員会、滑川から新湊地区を中部地区小委員会、氷見地区を西部地区小委員会とすることを考えている。次に小委員会の構成委員案として、東部地区は濱田委員、中村委員、水島委員、高松委員、中部地区は網谷会長代理、塩谷委員、鷲北委員、坂田委員、大浦委員、島崎委員、西部地区は森本会長、上野委員、三國委員、荻野委員、河合委員を考えている。小委員会の調整にかかる基本方針案として、賛否両者で一括協議、賛否で別々に協議、個別に協議など各小委員会で決めていただきたい。

高松委員から、小委員会のなかで他地区から反対意見が出ている場合、取り扱いはどうするのかとの質問があり、事務局の飯野主任から、担当地区のみの取り扱いで、他地区から反対意見を述べる者に対しても案内を出して、反対意見のある方は、該当地区で意見を述べることができる、と回答された。

網谷会長代理から、小委員会の開催は結果ありきの委員会となっており、開催方法について疑問に思っている。何十年間も同じことを繰り返してきただけで、全然進歩がない。今まであがってきた要望で可決されたことがない。

漁業者の利益となる要望を承認してあげられる方法はないか検討してほしいが、県として見解はあるか、との意見が述べられた。

水産漁港課の北川副主幹から、漁業権は過去の慣行が権利化したもので、漁業者間の調整が大切である。県が免許の内容を一方的に変えることはできないと考えている、と回答された。

辻本事務局長から、定置漁業権については、漁期や敷設場所などの要望を受け入れると利益を受ける者がある一方で、隣接する漁場など不利益を被る者が出てくる危険性もある。捕れなくなった定置網漁業者を保証する制度がないなかで、不利益が想定される者の意見を排除して、行政が現状を変更することはできない。委員の皆様配慮していただきたいこととして、何でもかんでも駄目ということではなく、条件を付すなどして調整していただき、要望が実現できるように、まずは小委員会で前向きに協議してほしい、と述べられた。

改めて、東部地区小委員会は、高松委員が小委員長で10月25日に魚津漁協会議室、中部地区小委員会は網谷会長代理が小委員長で10月31日にとやま市漁協四方本所会議室、西部地区小委員会は森本会長が小委員長で11月7日に氷見水産センターで開催することとしたい。

高松委員から、漁業権の切り替えにあたって、ホタルイカの漁期の前倒しの要望があがっているが、1統だけでも試験的に行うなど前向きな検討ができないか、また、水産研究所で漁獲統計を整理して漁期が前倒ししているとの科学的な共通認識をもとに議論すべきではないか、との意見が述べられた。水産漁港課の北川副主幹から、小委員会で合意されれば試験的な定置漁業権もありうる。また、河合委員から、ホタルイカの漁期について勉強会を開催することに賛同するとの意見が述べられた。森本会長から、ホタルイカ定置について漁期を変更することは、魚価に大きな影響を及ぼすので、試験的にといっても難しい面があるのではないかと意見が述べられた。

このほか、委員から意見や質問等は無く、「意義なし」として承認された。

#### (4) 資源管理の状況等の報告について（報告）

県から、資料4により、「資源管理の状況等の報告について」説明された。

県水産漁港課の飯野主任から、漁業法が改正されたため、漁業権者は年に1回、資源管理の状況や漁場の活用状況を県に報告することとなった。その結果について、今回、県から海区漁業調整委員会に報告する。本来は年1回の報告義務があるが、漁業法が令和2年12月に改正されたことから、初年度である今回は令和2年12月～令和3年12月分の1年1月分となっている。

共同漁業権については、共第1～9号までのすべての漁場で、定期的な漁場監視等が行われ適切に行使されている。漁獲量や漁場の活用状況については、水産情報システムで報告されている。

定置漁業権については、資源管理に関する取組の実施状況として、定期的な漁場監視等が実施され、漁獲量や漁場の活用状況についても、水産情報システムで報告されている。

区画漁業権については、資源管理に関する取組の実施状況として、定期的

な漁場監視等が実施され、漁獲量や漁場の活用状況についても、水産情報システムで報告されている。

報告の点検や意見については、法第 91 条に規定されているチェックシートをもとに判断し、共同漁業権についてはすべての漁場で問題なしと判断された。定置漁業権については、定第 3、6、12、33、36、49、54、64 で一部漁獲がなかったが、漁獲量不調であることから、資源の回復を図るため現在は休漁しているということで、条件付きで問題なしと判断した。区画漁業権についても、区第 2～6、8、10、11、13～17、21 号について、魚価安のため採算がとれないため現在休漁している、慢性的に魚病が発生していて現在休漁している、漁場に砂が堆積しているなど、合理的な理由があることから条件付きで問題なしと判断した。

委員から意見や質問等は無かった。

#### (5) まいわし漁獲可能量 (TAC) の配分数量の融通について (協議)

水産漁港課から、資料 5 により「まいわし漁獲可能量 (TAC) の配分数量の融通について」説明された。

水産漁港課の天津主任から、まいわし対馬暖流系群については TAC 管理されており、今年、富山県も 8,400 トンの数量明示県となっている。数量明示は、大臣管理区分の大中型まき網漁業と知事管理区分の富山県、石川県、島根県の 4 者となっている。大中小型まき網漁業と島根県において、TAC 消化率がそれぞれ 80.8%と 71.7%となっており TAC 消化が進んでいる。一方、富山県と石川県は、それぞれ 50.7%と 55.1%で 5 割程度に留まっている。国の留保枠 29,100 トンからは既に 23,150 トンが放出されており、残り 6,000 トン余りは目安超過や国際的な枠組みで放出できないとの説明を受けている。大中小型まき網漁業と島根県では、これまでの漁獲状況を踏まえると TAC 枠がひっ迫する可能性が高いと見込まれている。富山県では主な漁期は過ぎているので残枠は十分にある。今回、島根県から、TAC 枠を融通してもらえないかと打診があり、海区漁業調整委員会の意見を伺いたい。ちなみに、石川県は 9 月 16 日付けで島根県へ 3,000 トンを融通した。融通案として、1～8 月までの漁獲実績と過去 37 年の最大漁獲実績を積算したところ、最大 6,368 トンが見込まれた。本県の TAC 数量 8,400 トンとの差をみると 2,032 トンの余裕がある。今回の融通案として、安全を見込んで 500 トンを差し引いた値を放出することを提案する。融通することの意義として、まいわし対馬暖流系群の資源が我が国において有効に利用され、マイワシに限らず別魚種においても、今後、本県の TAC 枠の融通が必要となる可能性が高く、それに備える意味合いもある。スケジュールとして、協議のうえ融通可能となった場合は、その結果を水産庁に報告し、国から配分数量の提示がなされ、次回 11 月に開催が予定されている海区漁業調整委員会で諮問したい。

高松委員から、安全のための 500 トンの根拠はあるか、また、島根県は融通後に富山県の枠がひっ迫した場合には返却するとしているが、大中小型まき網漁業から何か約束は聞いているか、との質問があり、水産漁港課の天津主任から、500 トンは掴みの数量であり、大中小型まき網漁業から約束はないと

の回答があった。さらに、水産漁港課の北川副主幹から、島根県への融通についても、まき網漁業への配分となり、将来のことを考えるとお互いに融通できる関係性を築くことが重要である、と補足された。

網谷会長代理から、関係者として定置漁業組合などの意見を聞いて進めればよいのではないかとの意見があり、水産漁港課の北川副主幹から、11月に開催が予定されている定置協会の研修会で詳しく説明したいと回答された。

塩谷委員から、定置協会の会長としてではなく個人的な見解として、まき網漁業との関係性を築くうえでも協力してやっていくことが必要であろう、との意見が述べられた。

このほか、委員から意見や質問等は無く、「意義なし」として承認された。

#### (6) 次回委員会

次回の委員会は、令和4年11月24日（木）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和4年9月29日

議長

署名委員

署名委員